

大阪市長

電話番号
FAX番号

高額障がい福祉サービス等給付費支給決定通知書

付けで申請のありました障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令第四十三条の五第六項に規定する高額障がい福祉サービス等給付費（介護保険サービス利用者負担相当額）の支給については、次のとおり決定したので通知します。

記

対 象 者	居 住 地				
	氏 名				
受 給 者 証 番 号					
決 定 年 月 日					
支給対象年月					
決 定 額	円	該当サービス費	円	公費負担額	円
		非該当サービス費	円	公費本人負担額	円
		高額介護サービス費	円	併給調整額	円
		負担限度額	円		
支 給 金 額		円			
支給金額に対して、過払金と調整処理を行っています。 詳細については、別紙「支払調整明細書」をご覧ください。					

注

- 1 この決定に不服があるときは、この通知書を受け取った日の翌日から起算して3か月以内に大阪府知事に対して審査請求をすることができます。なお、審査請求をした場合には、大阪府知事に申し立てれば、口頭により意見を述べるすることができます。
- 2 また、処分の取消しの訴えは、前記の審査請求に対する裁決書を受け取った日の翌日から起算して6か月以内に大阪市を被告として（訴訟において大阪市を代表する者は大阪市長となります）、提起することができます。なお、処分の取消しの訴えは、前記の審査請求に対する裁決を経た後（次の（1）から（3）までのいずれかに該当するときに除く）でなければ提起することができないこととされています。
 - （1） 審査請求があった日から3か月を経過しても裁決がないとき。
 - （2） 処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。
 - （3） その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。